

令和2年度常滑市社会福祉協議会事業計画

◎常滑市社会福祉協議会の理念

「人と人が支えあう地域づくり」

◎常滑市社会福祉協議会の使命

「地域の課題について住民参画による解決を目指す仕組みづくりを行うこと」

1、令和2年度に取り組む重点課題

(1) 地域の課題解決に向けた市民活動・ボランティア活動の支援

幅広い市民活動が活発に行なわれ、地域の課題解決に向けた取り組みにつながるよう、協働での実施や活動の支援を行います。

(2) 地域での相談支援・生活支援事業の推進

地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなどの相談支援体制の充実を図り、福祉サービスの実施や地域のご協力による支え合いを組み合わせ、障がいのある方や高齢者、また生活上で課題を抱える方が地域で安心して生活できるよう支援します。

(3) 活動財源の確保

社会福祉協議会が行う様々な活動のための財源確保を積極的に行うとともに、事業内容の見直しを行います。

(4) 社会福祉法人としての存在の明確化

社会福祉法人に求められる期待と責任を果たせるよう地域での必要な活動を市内の社会福祉法人と連携して実施します。

(次ページ以降の表記中 ★…重点事業 ☆…新規事業)

1. 法人運営事業

活動の基盤となる会員の募集を行い、事業運営の安定化を図ると共に、自主財源確保のための収益事業経営を行います。

- (1) 会員の募集
- (2) 民生児童委員連絡協議会など関係機関との連携強化
- (3) 共同募金・歳末たすけあい運動の推進・協力
- (4) 社協広報紙「とこなめ福祉レポート」の定期的発行
- (5) ホームページの運営
- (6) とこなめ市民交流センターの運営

2. 地域福祉活動事業

会費及び共同募金の配分金などを財源として、また常滑市などの受託事業として、地域の様々な福祉ニーズに対応したサービス・事業を市民との協働により実施し、たすけあい・支えあう地域づくりを行います。

●地域づくり・地域の課題啓発活動

- (1) ふれあいサロン活動の支援(民生委員やボランティアによる地域での自主的なふれあい活動の支援)
- ☆-1 (2) 地域安心生活検討会の実施(地域の課題について住民や関係機関が課題解決を目指す仕組みづくりを検討し、取り組む)
※継続9ヶ所、新規1ヶ所
- (3) 障がいへの理解促進事業(啓発事業の一環として障がいのある人の地域交流事業等を行う ※自発的活動支援事業)
- (4) 認知症に関する理解促進事業(認知症に関して、地域で広く理解促進を図るため、ネットを使った取り組みを実施)

●自分も楽しみ、地域もよくする活動(ボランティア活動)の推進

- (1) ボランティア連絡協議会への援助
- (2) ボランティアセンターの充実・強化
- (3) 各種ボランティア講座(手話、要約筆記等)の実施
- (4) ボランティア保険の加入促進

- ☆-2 (5) 災害ボランティア活動の推進（災害時のボランティア活動の拠点となる「災害ボランティアセンター」の整備や災害ボランティアコーディネーター講座を開催等）
- (6) スマイルポイント制度の充実（高齢者などの健康づくり・ボランティア活動支援として、活動に応じてポイントを付与する制度）

●**高齢者や障がいのある人などへの生活支援サービス・事業**

- (1) 介護用品支給事業（在宅介護応援券）の実施（在宅等の要介護者へ介護用品等が購入できる券を、民生委員を通じ配付）
- (2) 配食サービスの実施（年末年始、祝日等を除く月曜日から金曜日までの夕食を弁当にして配食する）
- (3) 外出支援サービスの実施（車椅子用自動車等を使った送迎サービス、車椅子用自動車の貸出し）
- (4) 軽度生活支援事業の実施（要介護認定で「自立」となった高齢者への清掃など生活支援を実施）
- (5) 日常生活自立支援事業の実施（判断能力が不十分な方への日常的な金銭管理支援等の生活支援）
- (6) 安心見守りサービスの実施（センサーを用いた24時間体制で安否確認・緊急対応を行う）
- (7) 地域ささえあい事業（高齢者等へのゴミ出し等簡易な生活支援や見守り活動等を地域ボランティアが実施する活動を実施）
- (8) 老人クラブ活動・遺族会活動の支援
- (9) 金婚を祝う会の開催（市内の金婚者を招き、お祝いする）
- (10) 車椅子の貸出し
- (11) ひとり暮らし高齢者の昼食会（語ろう会）の開催
（食生活改善協議会と共催）
- (12) 敬老金の配付
- (13) 地域介護予防・生活支援活動の実施（介護予防や認知症予防をすすめるため、地域・専門家・企業等と連携して実施する）

(14) 認知症を地域で支える取り組み

- ①地域見守りネットワーク事業（認知症高齢者や障がいのある方が行方不明になった場合に協力者へメール等で検索依頼を行う。また、その場合に認知症の方を捜索するシステムが利用できるよう機材の貸出し等も実施）
- ②認知症サポーター養成研修の実施（認知症を正しく理解していただくために、地域や団体等で研修を実施）
- ③地域カフェ（認知症カフェ）の実施（認知症についての予防活動や相談等ができる誰でも参加できる場）

(15) 地域の居場所の運営（高齢者などが気軽に立ち寄ることができる地域交流拠点や居場所をNPOや地域のボランティアと共同運営）

(16) 生活支援コーディネーターの配置（地域でたすけあいや支えあい活動が実施できるよう支援するコーディネーターを配置する。）

※第1層（市全体）、第2層（市内を4地区に分ける）

(17) 地域活動支援センターの運営（障がいのある方の地域交流スペース）

(18) フードバンク事業（使われなくなった食品を必要とする生活困窮者や福祉団体等へ提供し、生活支援に活用する）

(19) 自殺対策事業の推進（相談・啓発事業の実施）

(20) 社会的就労支援事業（長期的に未就労の方等へ生活面、就業面で支援する）

(21) ひきこもり支援の実施（ひきこもりの方やその家族を地域のボランティアとともに支援する）月2回の居場所（樽水）の運営

☆-3 (22) 地域での自主的な移動支援検討事業（地域での高齢者等の移動支援を住民・関係機関とともに検討し、試行的に実施
（桧原地区からバス停までの移動支援を社会福祉法人間で連携して実施）

☆-4 (23) 福祉有償運送事業の実施（要介護者、障がい者を対象に通院等を手助けする移動支援事業）

●こどもたちの健やかな成長のために（子ども生活支援事業）

- (1) ファミリーサポート事業の実施（仕事等で子どもの世話を頼みたい時に子どもを預かる等、子育てを助け合う制度）
- (2) 母子家庭等日常生活支援事業（母子家庭等が病気等で家事や育児支援が必要な場合にヘルパーが支援する）
- ☆-5 (3) 学習支援・子どもの居場所事業（経済的に困窮している世帯等の子どもたちを勉強面・生活面で支援する（3ヶ所）。また、新規で地域関係団体や社会福祉法人と連携して「子ども食堂」を定期的を開催（1ヶ所））
- (4) 里親ボランティア事業の実施
- (5) 子ども会事業の支援
- (6) 放課後児童健全育成クラブの運営（小学生を対象に放課後や夏休み等に生活・遊びの場を提供する育成クラブの運営）
- (7) おもちゃ図書館の開催（月2回開催）
- (8) 小中学校での福祉実践教室（障がい等の理解促進等）の開催
- (9) 医療的ケア児移動支援事業（移動が困難な医療ケア児とその家族へ通院・通学時の支援を実施）

3. 資金貸付事業

生活費の貸付や目的に応じた資金の貸付を行い、また生活上の問題解決に向けて相談事業を行います。

- (1) 生活福祉資金等の貸付（県社協事業）
- (2) 暮らし資金の貸付（県社協事業）
- (3) 緊急援護費の貸付（市社協事業）

4. 相談支援機関の運営

障がいのある方や高齢者、また生活上で課題を抱える方が地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターや暮らし相談支援センターなど相談支援体制を整備し、総合的な支援を行います。

- ☆-6 (1) とこなめ障がい者相談支援センター（相談支援事業所）

障がい者、障がい児童への相談支援の実施

※今年度より基幹相談支援センターの実施

(2) とこなめ北・中部高齢者相談支援センター (常滑市北・中部地域包括支援センター)

高齢者に関する介護・生活などの相談支援の実施

☆-7 (3) とこなめくらし・ひきこもり相談支援センター

(生活困窮者自立支援事業に加えてひきこもり相談も実施)

(4) 心配ごと相談の実施 (毎月第2・4火曜日に開催)

5. 障害者自立支援事業

障がいのある方の働く場、日中過ごす場、暮らしの場を運営します。

(1) 障害者自立支援事業の実施 ※ () 内は定員

・訪問介護

・日中一時支援(15名) とこなめ市民交流センター内

★-1・生活介護(50名) デイセンターおおそ(しんめい含む)

★-2・就労継続支援(1ヶ所=40名) ワークセンターかじま

★-3・共同生活援助(グループホーム)事業(6ヶ所=29名)

なかいホーム、こころ、さくら、そよかぜ、大地、

えのきどホーム(榎戸町より保示町へ施設を建築し移転)

(2) 障がいのある方の働く場の運営 (常滑競艇場内食堂1店舗)

(3) 就労継続支援事業所での新しい自主製品づくりの検討 (専門家・地域との連携により新たな自主製品づくりを検討・研究する)

☆-8 (4) 福祉避難所の運営検討(災害時に障がいのある方等を受け入れる福

祉避難所の運営方法等について他社会福祉法人等と共同で検討する)

6. 収益事業

社会福祉協議会の活動財源として、売店等を運営します。

(1) ポートレース常滑場内での食堂・売店等の運営 (3店舗、自販機)

(2) 市内公共施設等での自販機の設置

☆-9 (3) とこなめ市民交流センターでの貸部屋、自主事業の運営

(貸部屋事業に加え、学研教室の運営、広告宣伝等の実施)